

困ったときの相談窓口

「おかしいなと思ったら」、「もし契約してしまったら？」

相談は無料です。秘密は厳守されます。

京都府消費生活安全センター

TEL 075-671-0004

京都市消費生活総合センター

TEL 075-256-0800

京都市内にお住まいの方が対象です。

お近くの消費生活センター

(TEL - -)

消費者ホットライン

TEL 188 (いやや！)

お近くの消費生活センターを案内してくれます。

警察総合相談室

TEL #9110

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

訪問販売お断りステッカー

訪問販売お断り！



内閣総理大臣認定・適格消費者団体
NPO 法人京都消費者契約ネットワーク

警告

この家庭は一切の訪問販売を拒絶
しています。これ以上立ち入った
場合には刑法の住居侵入罪が成立
します。

ご利用説明書

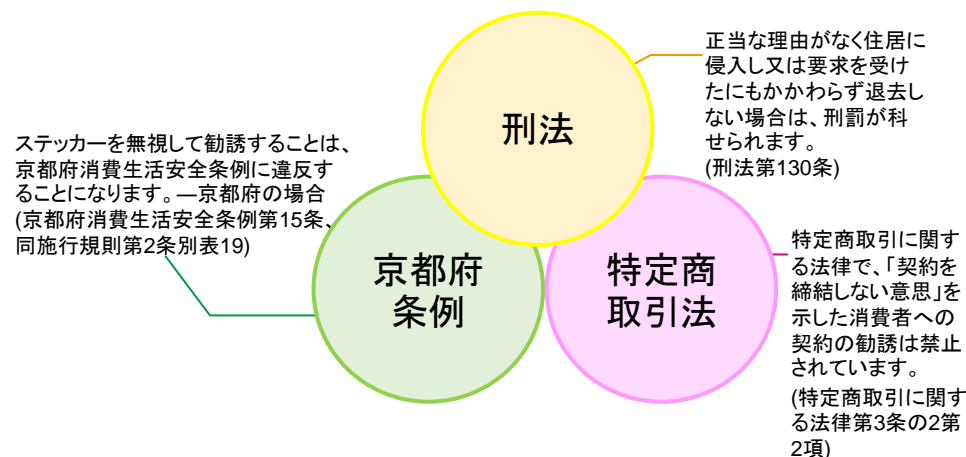
玄関・門・インターホンなど屋外の目立ち
やすい場所に貼り付けてご使用ください。

ご利用されるについてのアドバイス

このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている消費者の方を支援するために作成したものです。

- 1.いきなりドアを開けてはいけません。
- 2.セールスの時は、「ステッカーが貼ってあります。帰ってください。」と伝えましょう。
- 3.知らない人、分からない用件の時は、ドアを開けずに、ドア越しに対応しましょう。むやみに玄関に入れない！
- 4.本来のセールスの目的を隠す事業者もいるので注意しましょう。例えば、「お配りものです。」「景品のお渡しです。」「点検に来ました。」など
- 5.あとからセールスだと分かったときは、「いきりません。お帰りください。」と伝えましょう。
- 6.すぐに帰ってくれない時には、最寄りの警察や消費生活センターに連絡しましょう。

法律ではどうなっているの？



契約してしまった場合の対処法は？

- ① 契約しても諦めないこと。
訪問販売取引では、多くの場合、8日間はクーリング・オフ(無条件で解約)ができます。
- ② 8日間で過ぎてしまってもクーリング・オフができる場合があります。また、契約を解除したり、取り消したりできる場合もあります。
- ③ トラブルに遭ったことは、恥ずかしいことではありません。ひとりで悩んだりせずに、消費生活センターに相談しましょう。

適格消費者団体に情報提供しましょう！

京都消費者契約ネットワークは、2007年12月25日、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として認定されたことにより、差止請求関係業務を積極的に行っています。全国の適格消費者団体の中でも最も戦闘的と言われる団体であり、消費者からの情報提供を基に差止請求訴訟を提起し、消費者被害の事前予防、拡大防止を行っています。自らの被害体験や日常の暮らしの中で、これはおかしいのではないか?という情報の提供をお待ちしています。頂いた情報の全てに取り組めるものではありませんが、消費者の皆様と一緒に公正な社会の実現に取り組んでいきましょう。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク(KCCN)
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階
TEL:075-211-5920 FAX:075-746-5207 E-Mail: mail@kccn.jp